

# 要 望 書

2022 年 5 月 9 日

NPO 法人ぱっぷす、一般社団法人 Spring、国際人権 NGO ヒューマンライツナウ（予定）、一般社団法人 Colabo、NPO 法人 BOND プロジェクト、一般社団法人若草プロジェクト

私たちは、AV 被害など若年層の女性への性暴力・性的搾取の問題に取り組む団体です。支援団体(ぱっぷす)によれば、2014 年～2022 年 5 月 7 日時点で計 634 件の AV 被害相談が寄せられてきましたが、これまで 18・19 歳取り消し権以外に有効な被害救済制度が無かった結果、被害者は PTSD 罹患・自死など深刻な状況にあります。AV 被害相談の大半は契約と称して「性交」が強いられており心身の侵襲性は明白です。これは性暴力であり性的搾取です。AV 事業者による人権侵害の根絶をめざして、以下の通り、有効な法律の手当を強く求めます。

## 記

### 1 定義・目的

- ・出演する者の「自由な意思決定」を「被写体となる者の」「尊厳」または「人権」と修正すること。
- ・法律名の「性行為映像作品」を「性行為画像記録」とする。
- ・「性行為画像記録」の定義を、「人が性交若しくは性交類似行為を演じる姿態又は性器等を触り、若しくは触らせる行為、および暴行凌辱・残虐行為等を演じる姿態が撮影された映像を含む記録であって、記録全体として専ら性欲を興奮させ又は刺激するものをいうこと」とする。
- ・性交及び暴行凌辱行為を目的とする契約は禁止すべきであり、その前提で定義を変更すべき。
- ・また性器を露出した画像記録は許されないので削除する。

### 2 未成年者取消権と同等の若年層保護の実現を

- ・18・19 歳については、無条件、無期限の取消権ないし任意解除を導入すること。
- ・20 歳以上についても、公開後 1 年ないし撮影後 2 年の任意解除権を導入すること。

### **3 確実に、被害救済(動画拡散の防止)ができる法制度とすること**

- ・包括出演禁止と並んで、画像・動画の二次利用・譲渡の禁止を明記すること。
- ・取消・解除をした場合、著作権法上の91条2項、92条2項、92条2の2項を適用除外することを明記すること(このことにより、被害者の実演家人格権(著作権法91条)権利が復活し、著作権法による差し止め請求が可能となり、海外の被害での対応も可能となる)
- ・解除において、民法545条(第三者保護)を適用除外すること

### **4 禁止事項**

下記行為は禁止すること

- ・性交、口腔性交、肛門性交、性器への物の挿入
- ・暴行陵虐行為(虐待・人道に反する屈辱的行為)
- ・性器が露出した映像(無修正)

### **5 罰則および拡散防止措置**

- ・本法に違反する行為に罰則を導入すること。
- ・本法に違反して公表された記録(契約書交付義務違反を含む)については、リベンジポルノ法(私事性的画像記録の提供被害防止法)を適用し、公表主体を処罰すること。
- ・リベンジポルノ法の拡散防止に関する規定を適用して拡散防止すること。
- ・被写体となる者は、公開後、一定の要件のもとに公開の停止を求めることができること。

### **6 相談支援体制**

- ・相談支援体制については、国が責任をもって、都道府県・関係機関・民間団体と法律成立後すみやかに協議し、体制整備を行うこと。
- ・相談支援は民間団体との協働によって行い、民間団体に財政援助等必要な支援を行うこと。

### **7 見直し**

2年後に見直しを行い、関係機関及び民間団体の意見聴取を行うこと。

以上